

# ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 19 2008年3月25日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

“ムダなダム” 裁判 今後の日程 いずれも宇都宮地裁302号法廷

☆ 4月9日（水）13：30～15：00 対宇都宮市長・湯西川ダム

原告側証人として、嶋津暉之さんが出廷。宇都宮市の水需要予測と実績との乖離、効果的な水道行政を進めようとする宇都宮市の非科学性、保有水源の恣意的な評価について等、水問題専門家の立場から意見を述べます。

☆ 4月24日（木）16：00～ 対県知事・3ダム訴訟

利根川は栃木県内を流れていないのに、栃木県がハツ場ダムの治水負担金を出す根拠について。

## ハツ場ダム工期延長に関する要望書を提出

ハツ場ダムの工期が5年延長されたことについて、国から関係県知事に意見照会がおこなわれた。当会は、ハツ場ダムで恩恵を受けない栃木県が10億円もの負担金を負わされることに対し、慎重な検討を求める要望書を知事あてに出した。以下に、要望書の内容と県からの回答を示す。

栃木県知事 福田富一様

2008年2月4日

ムダなダムをストップさせる栃木の会ダム

代表 高橋信正

### 要 望 書

#### 「ハツ場ダム建設に関する基本計画の変更について」

私たち「ムダなダムをストップさせる栃木の会」は、栃木県に関わる「南摩ダム」「湯西川ダム」「ハツ場ダム」の三ダムが無駄なダムであるとして、住民訴訟を起こしている、原告県民と一般の県民で構成する住民団体です。

今般、国土交通省はハツ場ダム建設事業について、工期を5年延長し、完成時期が2015年度にずれ込まざるを得ないとの見通しを公表しました。この工期延長を含むハツ場ダム基本計画の変更について国土交通大臣から知事へ意見照会がすでに行われたと聞いております。

さらに、栃木県に関しては、ハツ場建設事業に対してなぜ、治水費用の負担をしなければならないのかという基本的な問題があります。栃木県は治水の便益を受けるとして10億円も負担することになっていますが、しかし、利根川に面するところがない地理的条件にある栃木県は、仮にハツ場ダムに所定の治水効果があったとしても、その恩恵を受けることはありません。栃木県の一体どの地域がハツ場ダムによって洪水の氾濫を軽減されるのでしょうか。そのようなことはありません。地理的な条件から見て、恩恵を受けることのないハツ場ダムに対して栃木県が10億円もの治水負担金を負わされることは、とうてい県民の理解が得られるものではあ

りません。

貴職におかれましては、本事案について国土交通大臣に対して意見を述べるに当たり、県民に不当な負担が及ばぬよう、慎重かつ十分に検討されますよう強く要望いたします。

なお、本要望書へのご回答を2月15日までをお願いいたします。

この要望書に対して県からの回答は「木で鼻をくくったような」「完全無視」の内容であった。

### 要望書に対する県からの回答

平成20年2月22日

ムダなダムをストップさせる栃木の会 様

栃木県県土整備部砂防水資源課長

ハッ場ダムは、利根川の洪水被害を軽減するとともに、群馬県や下流都県の上水道用水や工業用水の開発を行う多目的ダムです。

当該ダムは「利根川上流ダム群」の一つとして、利根川の洪水調節の一翼を担うものとされており、その想定氾濫区域に栃木県の一部の区域が含まれているため、河川法第63条に基づき費用負担をしているものであります。

ついては、本事業に対してのご理解をいただきますようお願いいたします。

.....

\*河川法第63条は、「・・著しい便益を受ける自治体は応分の負担をする・・」としている

“ムダなダム” 裁判・法廷の状況

## 「水道局の持ってきた案をそのまま是認した」

湯西川ダムの再評価は私の問題ではない・・・長谷部証人

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟 第15回・08/1/16

湯西川ダム建設事業再評価委員の長谷部正彦・宇大教授が証人として証言台に立った  
(文責：葛谷 理子)

Q：原告代理人（若狭・大木・須藤各弁護士） A：長谷部証人

Q 水道水源開発等施設整備事業（湯西川ダム建設事業）の再評価に関して、再評価委員が3人選任されているが、3人が集まって議論することは予定されていなかったのか。

A 聞いていない。予定されていなかったと思う。

Q 再評価委員として具体的にどのようなことをしたのか。

A 見直しの計画という資料を貰い、「再評価」というタイトルで作られた書面との整合性を見ながらチェックした。湯西川ダムの問題についての資料を見たのは、このときが初めてだった。

Q 「水需給の動向については、・・水需要予測を見直しており適正なものと判断できる」という意見で間違いはないか。その意見の根拠は？

A 宇都宮市の人口の移り変わりや、それに対して水需要がどの位必要かということだ。

Q 1人当たりの平均給水量は今後、増えていくと思うか、減っていくと思うか。

A 現在の量から減るということはまず考えられない。

Q 最近では節水が叫ばれているし、節水機器もたくさん出回っているのに、1人当たりが使う量は減っていくと見るのが当然ではないのか。

A 節水というのは、そこまで水が与えられていないから節水するのである。給水量を減らす

というのとは全然考え方が違う。

Q (裁判長) 節水型のトイレや洗濯機を使う人が増えれば、使う水の量は減るでしょう。1人が平均に使う水の量を考えていったときに、減る方向にあるんじゃないですか、という質問の意味は分かりますか。

A はい、分かります。節水していけば減る可能性はある。ただし、水需要予測をやったときは、節水という要素を考慮しない数字で評価した。

Q 再評価委員として評価の基にした数字が、本来減って行くべきところが増えていく推計になっている上に、その数字自体が実績と乖離した、かなり大きい数字になっている。節水意識とか環境に対する意識というものは評価されていなかったのですか。

A 考慮していないと思う。

Q それでいながら、湯西川ダムからの取水量は半分以下に減らすという方向になっていたわけですね。ところが、宝井や白沢も減らしている。いろいろな要素を考慮すれば湯西川ダムは造らなくても済むんじゃないか、という方向からは検討しましたか。

A 湯西川ダムの是非については、私見は持っているがここでは差し控えたい。川治ダム、今市、県からの受水は動かさない、それで多分こういう形になったんじゃないかなど。

Q 本当にそれでいいのかどうかを検討するのが再評価委員じゃないのか。湯西川ダムを中止するという方向での検討は、全く考えていなかったということか。

A それはまた別の問題であって、私の問題ではない。

Q 国(厚労省)から各県知事あてに出された「再評価の実施要領」の書面には、事業の継続、見直し、中止が書かれているが、そこまで含めて検討するようにとの説明は受けていなかったか。

A 聞いていない。

Q (裁判長) 人口は増えていくと予測したのか、減っていくと予測したのかどっちなのか。

A 増えていくと予測した。1人当たりの水の平均使用量も増えていくと予測した。

Q (裁判長) どうして増えていくのかがよくわからない。本人の意識に関わらず、節水機器が普及することによって、個人が使う水の絶対量は減りますよね。

A 減りますね。

Q (裁判長) 人口も、栃木県は増えているんですか。

A 栃木県は多分、減っているというよりある程度定常状態と。これから減る傾向ということと、節水を考慮していくと、平均給水量そのものは減る方向にあるかも。

Q (裁判長) あなたは、この再評価書で継続すべきだという意見を書いているから、その根拠を聞かれているが、具体的に個々の要因をどのように検討されて今後も水需要が増えていくと予測されたのか、さっぱりわからないんです。

A 人口は多分増えていこうという形で予測している。

Q もし、そういう前提の基に予測を評価するなら、湯西川ダムからの取水量を半分以下にするのはとんでもない、という話にはならないか。

A 地下水か何かで補強できるということで、そういう形になったと思う。

Q 水道局が持ってきた案を、そう書いてあるからそうなんだろうと、是認しただけなのか。

A そのとおりかもしれない。数字の妥当性まではチェックしていない。

Q 今は地下水、井戸水よりも水道水に転換する方向での政策が進んでいるが、証人は、もっと地下水を利用すべき、利用できるんだ、と考えるか。

A そのとおり。私も、もう少し川の地下水を利用した方が良いという考えは、私見でもっている。

Q 本件ではそれが宝井水源であったり、白沢水源であったりするわけですね。

A はい。

Q 取水能力の低下等があるかも知れないが、原因を探って対策を講じて取水できるようにするという方向での検討はされたのか。

A やっていません。

Q そうすべきだったとは思いませんか。

A はい。感じます。

Q 地下水をもっと利用すべきだというお考えの証人が、どうして、白沢を7万7000トンから6万トンに、宝井を4万1000トンからゼロに減らすという内容について考えなかったのか。

A 正直言って考えなかったというのが私の回答。

Q 水洗トイレや食洗機など節水機器の普及という社会的な要因があり、人口も減るだろうし、そうすると、水需要は今後減るのではないか。増える方向にはないのでは。

A 今の時点で減る傾向というのは、不確定要素が多いので、大体10リットル位か。

Q 10リットルというオーダーではなく、94年度と06年度とでは65リットルも減ってきている。証人は再評価の意見書(平成17年1月12日)で「水需給の動向については、社会経済状況の変化に対応して、水需要予測を見直しており、適正なものと判断できる」としているが、今それは正しいと思うか。

A まちがってはいない。

Q 水需要予測自体はまちがっているのではないか。確保等を考えれば政策的な判断はあるでしょうけど。

A 少し問題があるかもしれない。

Q 証人は、実際問題、再評価に値するような評価はしたのかどうか。

A 資料を頂いて、こういうことでよろしいかという提案であったので、全然見ないわけじゃなくて、一応検討して、-こういう形でもよろしいでしょうと答えた。

Q この評価に、どの程度の時間をかけたか。

A 2日くらい。

Q 資料を渡されて説明を受けた日と、事務局が案を示して案についての意見を聴取された日、この2日ですよね。そしたら2日あっても時間としては合計1時間とか2時間とかそういうオーダーですよね。

A そう言われてみればそうかも知れません。

## **「国が法令に違反した場合には地方は負担を拒める」と主張**

対栃木県知事・3ダム訴訟 第15回 08/1/24

財務会計行為についての補充書面を出した。地方財政法25条には、国から地方へ交付される補助金と国が地方の負担金を使用する場合とを同等に取扱い、国が法令に違反した場合には地方は負担を拒めるとしている。そこで、本件における治水負担金の財務会計法上の違法性の判断基準は、「1日校長事件の基準ではなく、川崎市分限免職事件の基準に根拠を求めるべきだ」と主張し、補充書面を提出した。

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東 2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609